

○岩手県警察職員被服貸与規程について

昭和 38 年 3 月 5 日

警察本部訓令第 15 号

警 察 本 部 長

訓令の概要

この規程は、警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和 29 年岩手県条例第 35 号）及び岩手県警察官の制服及び服装に関する訓令（昭和 50 年岩手県警察本部訓令第 2 号）により警察官に支給及び貸与する被服を除き警察職員に対する職務上必要な被服の貸与に関し必要となる細目的事項を定めたもの。